

1 事業名

所沢市都市公園条例の一部改正

2 事業の概要

公募設置管理制度を活用するため公園施設の建蔽率の緩和及び公募対象公園施設の設置管理に係る使用料の額の最低額について必要な事項を定めるとともに、令和元年 10 月 1 日から消費税率等が変更となることに伴い、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

さいたま市、川越市等において、公募対象公園施設の建蔽率の緩和を行っている。また、消費税率等については、法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の対応が見込まれる。

4 市民参加の実施の有無とその内容

・パブリックコメント手続

実施期間 平成 31 年 4 月 19 日～令和元年 5 月 7 日

意見なし

5 関係法令、基本計画との整合性

都市公園法、都市公園法施行規則、消費税法、地方税法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

・新旧対照表

新

旧

議案第61号 所沢市都市公園条例の一部を改正する条例

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第3条の5 略

2～4 略

5 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物（令第6条第1項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

別表第2（第12条関係）

種別		単位	使用料
略			
都市公園において行為をする場合	行商その他これに類する行為をする場合	行為に要する面積1㎡	1日につき 30円
	業として行う写真の撮影をする場合	1件	1月につき 1,260円
		1件	1日につき 130円
	業として行う映画等の撮影をする場合	1件	1時間につき 1,890円
	興行をする場合	行為に要する面積1㎡	1日につき 70円

備考 法第5条の2第4項及び第5条の7第3項に規定する条例で定める額は、売店その他これに類する公園施設を設ける場合にあつては当該公園施設の面積1㎡当たり1月につき170円とし、売店その他これに類する公園施設を管理する場合にあつては当該公園施設

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第3条の5 略

2～4 略

別表第2（第12条関係）

種別		単位	使用料
略			
都市公園において行為をする場合	行商その他これに類する行為をする場合	行為に要する面積1㎡	1日につき 20円
	業として行う写真の撮影をする場合	1件	1月につき 1,200円
		1件	1日につき 120円
	業として行う映画等の撮影をする場合	1件	1時間につき 1,800円
	興行をする場合	行為に要する面積1㎡	1日につき 60円

の面積1㎡当たり1月につき510円とする。

別表第3（第12条関係）

1 公園施設

種別	区分	使用料	
水泳プール	一般・学生	1回につき 480円	
	児童・生徒	高校生	1回につき 320円
		小・中学生	1回につき 160円
庭球場（1面）	一般・学生	2時間につき 630円	
	児童・生徒	2時間につき 320円	
野球場（1面）	一般・学生	2時間につき 840円	
	児童・生徒	2時間につき 420円	

2 略

備考

1～6 略

7 庭球場等の午前8時から午前9時までの利用については、次のとおりとする。この場合において、午前8時から午前9時までの使用料は、規定使用料の2分の1の金額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。

(1)・(2) 略

8 庭球場等の11月及び12月の午後3時から午後5時までの使用料は、規定使用料の2分の1の金額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。

9 略

別表第3（第12条関係）

1 公園施設

種別	区分	使用料	
水泳プール	一般・学生	1回につき 450円	
	児童・生徒	高校生	1回につき 300円
		小・中学生	1回につき 150円
庭球場（1面）	一般・学生	2時間につき 600円	
	児童・生徒	2時間につき 300円	
野球場（1面）	一般・学生	2時間につき 800円	
	児童・生徒	2時間につき 400円	

2 略

備考

1～6 略

7 庭球場等の午前8時から午前9時までの利用については、次のとおりとする。この場合において、午前8時から午前9時までの使用料は、規定使用料の2分の1の金額とする。

(1)・(2) 略

8 庭球場等の11月及び12月の午後3時から午後5時までの使用料は、規定使用料の2分の1の金額とする。

9 略